

虚偽申請・不正受給は犯罪です。軽い気持ちで不正すると、重大な犯罪になる可能性がありますので、くれぐれも適正な申請をお願いします。

提出書類

1. 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書

2. 代表者の本人確認書類の写し

・運転免許証、パスポート、保険証の写し等

3. 通帳の写し

・申請書に記載した協力金振込先口座情報が分かる通帳等の写し(表紙と見開き1ページ目)

4. 飲食業売上高等を確認できる書類

① 確定申告書の写し

・申請額の算出に用いた、令和元年又は令和2年の8月・9月(第2期は9月のみ)が属する年度分のもの

※税務署の收受印又は税理士の証明印があるもの

【法人】「法人税確定申告書別表一」、「法人事業概況説明書(1枚目及び2枚目)」「個人事業主」
「確定申告書B第一表」、「青色申告決算書又は収支内訳書(いずれも1枚目及び2枚目)」

② 売上台帳等の写し

・申請額の算出に用いた、令和元年又は令和2年の8月・9月(第2期は9月のみ)の飲食部門の売上高が分かる売上台帳等の写し

・(売上高減少額方式により支給申請を行う場合)令和3年の8月・9月(第2期は9月のみ)の飲食部門の売上高が分かる売上台帳等の写し

(注)協力金の申請額の算定において、売上高方式を採用し、1日当たり給付額を下限額(2.5万円/日)で申請する場合は、4-①、②はいずれも提出不要です。

5. 通常の営業実態等が分かる写真、資料等

- 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
- 通常の営業時間が分かる書類(メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等)
- 屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が分かる店舗の外観・内覧写真

6. 営業時間短縮又は休業の状況が分かる写真、資料等

- 営業時間短縮又は休業に関するチラシの店舗内外への掲示状況が分かる写真

| | | |
|------|-----|---------------------------|
| 申請期間 | 第1期 | 令和3年 9月13日(月) ~ 10月29日(金) |
| | 第2期 | 令和3年 9月27日(月) ~ 11月26日(金) |

| | |
|------|-------------------|
| 申請方法 | 郵送又は電子申請で提出してください |
|------|-------------------|

| | |
|------|--|
| 問合せ先 | 【山口県時短要請・協力金相談窓口】 電話番号:0120-675-124 受付時間:9時~17時(土・日・祝を除く) |
|------|--|